

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

2020年2月号 (Vol. 6)

森・濱田松本法律事務所 観光法プラクティスグループ

(編集責任者：弁護士 荒井 正児)

ホテル・旅館ビジネスにおける 新型コロナウイルスをめぐる法的諸論点と実務上の対応

- I. はじめに
- II. 宿泊者等との関係
- III. 従業員等との関係
- IV. 業務委託先等との関係
- V. おわりに

森・濱田松本法律事務所
弁護士 高宮 雄介
TEL. 03 6266 8744
yusuke.takamiya@mhm-global.com
弁護士 岡 朋弘
TEL. 03 6212 8309
tomohiro.oka@mhm-global.com
弁護士 木村 空人
TEL. 03 5293 4851
hiroto.kimura@mhm-global.com
弁護士 前島 賢士朗
TEL. 03 5293 4885
kenjiro.maejima@mhm-global.com

I. はじめに

現在世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス（COVID-19）は、日本でも感染の広がりを見せており、2020年2月1日に指定感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（いわゆる「感染症法」）6条8項）に指定されました。新型コロナウイルスは、その流行によって日本経済への影響が懸念され、ホテル・旅館ビジネスをはじめとする日本の観光ビジネスにおいても、特に中国人観光客の減少によるダメージが予想されているところですが、他方で未曾有の新型ウイルスの流行により、予期せぬ対応を求められる例が増えています。

ホテル・旅館ビジネスに関しては、厚生労働省から通知（令和2年2月5日付厚生労働省健康局結核感染症課長・厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について」）（「令和2年2月5日付通知」）が発出されており、これにより、新型コロナウイルスへの感染が疑われる宿泊者が発生した場合、宿泊者の同意を得た上で、速やかに保健所（帰国者・接触者相談センター）へ連絡しその指示に従うことが原則的対応として求められています。保健所から具体的な指示がなく自己判断に委ねられる場合も想定されます。

本ニュースレターでは、ホテル・旅館ビジネスにおける新型コロナウイルスをめぐる主要な法的諸論点と実務上の対応についてご紹介します。

なお、新型コロナウイルスをめぐる状況は日々刻々と変化しているところ、本ニュースレターは発行日現在の内容に基づいていることから、実際の対応に際しては、本ニュースレターの内容に加え、最新の情報にもご留意いただく必要がございます。

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

II. 宿泊者等との関係

1. 宿泊者等への対応について

(1) 概要

Iで述べたとおり、ホテル・旅館ビジネスにおける宿泊者等への対応については、令和2年2月5日付にて「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について」という通知が発出されています。同通知には、ホテルや旅館などの宿泊施設が行うべき新型コロナウイルスに関連した網羅的な対応が記載されているため、ホテル・旅館ビジネスを営む事業者の皆様においては、当該通知を参照することは不可欠です。以下では、上記通知にも触れつつ、法的な観点から、宿泊施設が宿泊（予定）者に対していかなる対応を行うことができるかについてご説明します。

(2) 宿泊者に対する情報収集について

ホテルや旅館などの宿泊施設は、事業上の情報収集の一環として、宿泊者から、例えば当該宿泊者が新型コロナウイルスの市中感染が取りざたされている地域において発行されたパスポートを有しているか確認したり、過去に当該地域における滞在歴があるか等を確認することができるのでしょうか。

宿泊施設の営業者には宿泊者名簿の作成が義務付けられており（旅館業法6条1項）、これに伴い、宿泊者には宿泊者名簿に記載すべき情報を告げる義務があります（同条2項）。宿泊施設は、外国人宿泊者（国内に在住している方を除く。）について、宿泊者名簿の国籍及び旅券番号欄への記載を徹底するように求められています（平成26年12月19日付厚生労働省健康局生活衛生課長通知「旅館等における宿泊者名簿への記載等の徹底について」）。このことからすると、宿泊施設の営業者が、宿泊者のパスポートを確認することには合理的な理由があるといえることができます。

なお、厚生労働省は前記令和2年2月5日付の通知により、新型コロナウイルスの感染経路の把握に必要な場合があるため、宿泊者名簿への正確な記載を励行し、宿泊者の状況把握に努めるよう求めています。従って、同通知に関連して、宿泊者に新型コロナウイルスの市中感染が取りざたされている地域への滞在歴を聞くことは必ずしも不合理なことではないと考えられます。但し、上述のとおり、旅館業法上、宿泊施設の営業者に対して国籍を告げることは外国人宿泊者の義務となっている一方、特定の地域における滞在歴を告げることについては、旅館業上法的な根拠があるわけではありません。

(3) 宿泊拒否

厚生労働省からの前記令和2年2月5日付通知でも記載されているとおり、新型コロナウイルスの市中感染が取りざたされている地域に滞在していたことのみを理

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

由としてその者の宿泊を拒むことはできません。なぜなら、宿泊施設の営業者は「宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき」(旅館業法5条1号)等を除いて宿泊者を宿泊させる義務があるためです。宿泊者が新型コロナウイルスの市中感染が取りざたされている地域に滞在していたことや当該地域において発行されたパスポートを所持していることだけではこれに該当せず、法的には宿泊拒否はできないということにならざるを得ません。また、宿泊希望者に対し、満室であるなどの虚偽の事実を申し述べて宿泊拒否をすることは前記旅館業法上の宿泊させる義務に違反し、50万円以下の罰金を支払わなければならないリスクがあります(旅館業法11条1号)。

(4) 宿泊者に対する体温測定の強制

新型コロナウイルスの感染予防のために、すべての客に対して体温測定が実施される場合がありますが、こうした体温測定への協力について、旅館業法にはこれを根拠付ける規定は存在しません。従って、法的な義務としてこれを要求することはできないと考えられます(但し、都道府県知事等の行政主体からの指示がある場合やホテルの宿泊約款・利用規約等に伝染性の疾病が流行した際の体温測定への協力義務を定める規定がある場合には別異に考えることができる可能性があります)。そのため、宿泊施設としては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、宿泊者に対し、体温測定を強く勧めるという対応にとどまり、これを宿泊者に強制することはできないと考えられます。仮に、体温測定について、有形力を行使して無理やり実施するなどした場合、対象者から、不法行為や暴行・傷害行為を受けたといった苦情を申し立てられる可能性があるほか、そうした極端な事態に至らないとしても、人権侵害であるなどとして抗議を受ける可能性があるため、実務上は相応のリスクを伴う対応と言わざるを得ません。

なお、宿泊者から、発熱など体調に異変が生じており、かつ、新型コロナウイルスの市中感染が取りざたされている地域から帰国・入国した又はこれらの者と接触した旨の申し出があった場合など感染が強く疑われる者については、宿泊者の同意を得た上で、速やかに保健所(帰国者・接触者相談センター)へ連絡し、その指示に従うことが求められます(令和2年2月5日付通知)。

(5) 宿泊者に感染者が出た場合の公表

宿泊者に感染者が出た場合、ウェブサイト等における公表や、宿泊予約者への個別連絡、新たな予約の受付を行う場合における個別告知などを実施する必要があるのでしょうか。

まず、旅館業法上はこうした義務は定められておりません。従って、ホテルや旅館などの宿泊施設は、こうした積極的な告知を行わなければならないという法的な義務を負うわけではありません。また、仮に宿泊予約者や宿泊予約希望者が、感染者が出た事実を知っていれば、感染しなかったのに、宿泊施設に赴かなかつたのに、

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

予約しなかったのに、などと主張し、これによって被った損害の賠償を求めたとしても、ホテルや旅館などの宿泊施設に積極的な告知義務があるわけではないことを踏まえると、ホテルや旅館などの宿泊施設に不法行為責任が認められる事態にはなりにくいと考えられます。

なお、保健所から特段の対応を指示されていないにも関わらず、上述したウェブサイト等における公表や、宿泊予約者への個別連絡、新たな予約の受付を行う場合における個別告知といった対応を積極的に行った場合、いたずらに不安を煽る過剰な対応であるとの評価を受ける可能性も否定できません。このことから、上記のような対応をとるのではなく、宿泊者／宿泊予約者／宿泊予約希望者の不安感を解消するために、宿泊施設における新型コロナウイルス対応について説明するとともに、感染者の有無について聞かれた場合には速やかに回答する旨をウェブサイト上に記載するといった対応をとることも考えられるところです。なお、新型コロナウイルス対応に関連して宿泊施設が情報を開示する際は、「個人情報」（氏名・年齢・生年月日等特定の個人を識別できる情報）（個人情報の保護に関する法律2条1項）の取り扱いには気を付けなければなりません。

（6）感染拡大の責任追及

ホテルや旅館などの宿泊施設で宿泊客に感染が拡大してしまった場合、宿泊施設は責任を負うのでしょうか。

まず、一般論として、宿泊施設は宿泊契約等に基づくサービスを提供するに当たり、宿泊者に対して安全な設備等を提供し宿泊者の安全に配慮すべき義務を負っていると考えられます。

上述のとおり、宿泊施設は、原則として宿泊者に対して体温測定の実施を強制することはできないことや、「宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき」でない限り宿泊させる義務があることからすると、感染拡大を完全に防ぐ対応は難しいといえます。このことから、旅館法上の義務や行政上の通知に従い感染拡大の防止に向けた取り組みを適切に行っている限り、故意・過失は認められにくく、宿泊施設の運営者に新型コロナウイルスの感染に関連して不法行為責任が認められる可能性は一般的には高いとはいえないと考えられます。

Ⅲ. 従業員等との関係

1. 従業員を休ませる場合の手当について

（1）従業員が新型コロナウイルスに感染した場合

現在、新型コロナウイルスは感染症法に基づく指定感染症に指定されており、都道府県知事は、感染者に対して就業制限をすることができます。そのため、同ウイルスの罹患者は原則として就業制限により休業することとなると考えられます。

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

従業員がこのような就業制限により休業する場合には、「使用者の責に帰すべき事由による休業」（労働基準法 26 条）には当たらないと考えられ、給与相当額及び休業手当を支払う必要はありません（厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）令和 2 年 2 月 25 日時点版」3-問 2）。なお、被用者保険に加入されている場合、要件を満たせば、各保険者から一定の傷病手当金が支給されます。

（2）新型コロナウイルスへの感染が疑われる従業員について、使用者の自己判断で休業させる場合

本ニュースレターの発行日現在、厚生労働省は、事業者勤務する従業員に、風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く場合、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合、当該従業員に、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」に問い合わせることを求めています。

「帰国者・接触者相談センター」への問い合わせ結果を踏まえても、都道府県知事による就業制限がなされない場合、労働者が休業するのは、①労働者が自主的に有給取得する場合と、②使用者が自己判断により休業させる場合の 2 つが考えられます。

このうち、①のケースにおいては、使用者は、従業員に対し、通常の病欠と同様の扱いをすれば足ります。一方、②のケースでは、「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当するため、原則として休業手当を支払うことが必要となると考えられます。

2. 従業員に対する責任

新型コロナウイルスの感染が広がった場合、宿泊施設の運営者としては、従業員から、新型コロナウイルス罹患のおそれが高い職場等で労働させた結果、同ウイルスに罹患することになったとして、例えば、就業環境に関する安全配慮義務への違反として損害賠償請求（労働契約法 5 条等）を受ける可能性がある点、留意が必要です。具体的には、宿泊施設の運営者としては、宿泊者や従業員の中から新型コロナウイルスへの感染者が出た場合、新型コロナウイルスの罹患を防ぐために適切な安全配慮義務を果たしていたかが問われることとなります。

IV. 業務委託先等との関係

令和 2 年 2 月 14 日付経済産業大臣通知「新型コロナウイルス感染症により影響を受ける下請等中小企業との取引に関する配慮について」によれば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、我が国の生産活動への影響が生じることが懸念されております。より具体的には、災害発生時において発生することがある受領拒否や返品など取引上の問題（独禁法及び下請法の問題）が新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

も発生する可能性がある」と指摘されています。

例えば、新型コロナウイルスの影響により、宿泊施設において予約のキャンセルが相次いだ場合、宿泊施設に対して商品・サービスを納入・提供している納入業者との関係ではいかなる下請法上の問題が生じる可能性があるのでしょうか。

まず、下請法適用の前提として宿泊施設と納入業者がそれぞれ下請法上の「親事業者」（下請法 2 条 7 項）と「下請事業者」（下請法 2 条 8 項）の関係にあり、さらに、「親事業者」と「下請事業者」の間の取引が、下請法に定める所定の類型の取引にあたる必要があります。この点、宿泊施設と納入業者、サービス業者との関係においては、例えば、宿泊施設が、館内の売店で販売している施設名を付した商品の製造を外部業者に委託する場合や、宿泊施設が、宿泊客から有料で衣服のクリーニングを引き受けた場合に当該クリーニングを外部のクリーニング業者に委託する場合などが考えられます。

そのうえで、「親事業者」である宿泊施設により、「下請事業者」である納入業者を相手方として、下請代金などの報酬を適正に支払わないこと（代金減額・支払遅延）、発注した商品・サービスの受領を拒み、また返品すること、これに伴う商品の保管に要する追加費用など親事業者が負担すべき費用を下請事業者に負担させること、客足が大幅に減ったとして、宿泊施設が（利益につながらない）協賛金の支払いを納入業者に対して求めること等の行為が行われた場合、下請法上問題となりえます（下請法 4 条）。そして、親事業者である宿泊施設がこれらの規定に違反した場合、公正取引委員会から勧告等の措置を受ける可能性があります（下請法 7 条）。

このことから、親事業者としては、新型コロナウイルスの感染拡大を契機に下請事業者にとって不利益が生じるような行為を行わざるを得ない場合、少なくとも下請事業者との間で十分協議の上、できる限り下請事業者の事情に配慮した対応を行う必要があります。なお、親事業者は、このような特別な事情や経緯について、事後的にも分かるような記録を残しておくことが望まれます。

また、上記行為について、ホテル・旅館などの宿泊施設の運営事業者において、取引上の地位が納入業者に対して優越している場合（納入業者が特定の宿泊施設との取引に売上の多くを負っており、当該宿泊施設との取引を継続せざるを得ない場合が典型的です。）、宿泊施設の運営事業者が納入業者に対して不当な行為を行うことは、優越的地位の濫用（独占禁止法 2 条 9 項 5 号、独占禁止法 19 条）と評価される可能性があります。この点に関しては、平成 24 年 5 月に公正取引委員会から公表された報告書「ホテル・旅館と納入業者との取引に関する実態調査報告書」が参考になります。

以上のように、ホテルや旅館などの宿泊施設の運営事業者としては、前記令和 2 年 2 月 14 日付通知の趣旨も踏まえ、今回の新型コロナウイルス感染症の発生に伴って、取引先に対し、不当な経済上の負担を押しつけることがないよう、十分に留意することが必要となります。

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

V. おわりに

新型コロナウイルスの感染拡大は今後も国内外の経済活動に大きな影響を及ぼす可能性があり、それに伴い様々な法的問題が日々生じている状況にあります。事業者としては、刻々と変化する状況の中、常に最新の情報に注意を払うとともに、時には専門家にも相談しながら、事業活動の中での個々の対応が引き起こす法的問題にも留意することが必要になります。

文献情報

- 本 『ガイドンス インバウンド・観光法』（2019年12月刊）
- 出版社 株式会社商事法務
- 著者 荒井 正児、佐伯 優仁、高宮 雄介、水口 あい子、根橋 弘之、山本 義人（編著）

NEWS

- 高松オフィス開設のお知らせ

当事務所は、高松オフィスの開設を決定いたしましたので、お知らせいたします。

当事務所は、現在、四国や中国地区の案件につきましても、東京、大阪をはじめとする国内各拠点においてリーガル・サポートを提供しておりますが、企業法務を中心とした分野において、より近接した拠点からのサポートを期待するとの声をいただいております。当事務所は、このような事務所へのご要望・ご期待にお応えして、きめ細やかなサポートを行うべく、今般、香川県高松市に新たな拠点を設けることを決定いたしました。

高松オフィスでは、M&A、会社法関連業務、税務、事業承継等において豊富な経験を有する小山浩弁護士（香川県高松市出身）らが所属し、国内拠点のみならず、北京・上海・シンガポール・バンコク・ヤンゴン・ホーチミンオフィスを含めた当事務所の各海外拠点、及びその他の国の提携法律事務所と密に連携をとりながら、クライアントの皆様のご要望に応じたリーガル・サポートを提供してまいります。

また、高松オフィスは、地域における弁護士業務全般のより一層の活性化を目指すという新たなコンセプトのもと、地元の弁護士の先生方との連帯を重視し、他士業等との連携の道を切り拓き、その成果を地域の先生方と分かちあい、加えて、海外と地元の先生方との懸け橋になる等、微力ながら、地域全体の弁護士業務の更なる活性化や展開に努めるとともに、地域経済へのリーガル・サービス提供の

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

充実に貢献することを目指してまいります。

高松オフィスの開設については、開設に必要となる諸手続を経た上、2020年4月のスタートを目指しております。開設日・開設場所等の詳細が決まりましたら、改めてお知らせいたします。

※高松オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事務所として開設する予定です。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com